

発議第1号

令和8年3月24日

木津川市議会

議長 柴田 はすみ 様

提出者 木津川市議会 議会運営委員会

委員長 宮嶋 良造

木津川市議会基本条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び木津川市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

議会基本条例第24条に基づき条文を検証した結果、別紙のとおり条文を改正することを決定したことに伴い、提案するものです。

木津川市条例第 号

木津川市議会基本条例の一部を改正する条例（案）

木津川市議会基本条例（平成22年木津川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(委員会の運営原則) 第12条（略） 2 前項の委員会審査に当たっては、 <u>次の各号に定めるところによる。</u> (1)・(2)（略）	(委員会の運営原則) 第12条（略） 2 前項の委員会審査に当たっては、 <u>次を定める。</u> (1)・(2)（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。